

静岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成29年1月23日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 62,217
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 488,851
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 19,741	富士市 70,169	掛川市 31,700
伊東市 20,603	富士宮市 36,998	袋井市・森町 28,299
熱海市 11,394	静岡市葵区 72,116	磐田市 45,784
伊豆市 9,377	静岡市駿河区 58,776	浜松市中区 65,109
伊豆の国市 13,951	静岡市清水区 68,402	浜松市東区 34,984
函南町 10,782	焼津市 38,760	浜松市西区 30,431
三島市 31,031	藤枝市 40,590	浜松市南区 27,833
清水町・長泉町 20,086	牧之原市・吉田町 20,787	浜松市北区 25,951
裾野市 14,421	島田市・川根本町 30,056	浜松市浜北区 26,216
御殿場市・小山町 29,462	御前崎市 9,148	浜松市天竜区 9,046
沼津市 56,200	菊川市 12,532	湖西市 16,210